

**「新潟市建設工事総合評価方式試行要領」の新旧対照表**

(新)	(旧)
新潟市建設工事総合評価方式試行要領	新潟市建設工事総合評価方式試行要領
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 総合評価方式とは、価格及び価格以外の技術的な要素を評価の対象として、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術力と価格の両面から最も優れたものをもって申し込みをした者を落札者とする方式をいう。</p> <p>2 総合評価方式は、当該工事の難易度等に応じて以下の<u>4つ</u>の方式に区分する。</p> <p>(1) 特別簡易型</p> <p>技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するため、同種工事における工事成績又は施工実績並びに同種・類似工事における施工実績等の技術力と価格とを総合的に評価するもの <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(工事の選定)</p> <p>第3条 総合評価方式による工事の選定に当たっては、以下の基準による。</p> <p>(1) 特別簡易型又は簡易型を適用する工事</p> <p>技術的な工夫の余地が小さい工事で、新潟市請負工事入札参加資格要件等審査委員会又は新潟市請負工事等区役所審査委員会（以下「審査委員会」という。）が適当と認める工事</p> <p>(2) 標準型又は高度技術提案型を適用する工事</p> <p>以下の一に該当する工事で、審査委員会が適当と認める工事</p> <p>① 総合的なコスト縮減に関する技術提案</p> <p>入札者の提示する性能等によって、工事に関連して生ずる補償費や維持更新費を含むライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事</p> <p>② 社会的要請への対応に関する技術提案</p> <p>環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策等社会的要請への対応を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の達成度に</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 総合評価方式とは、価格及び価格以外の技術的な要素を評価の対象として、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術力と価格の両面から最も優れたものをもって申し込みをした者を落札者とする方式をいう。</p> <p>2 総合評価方式は、当該工事の難易度等に応じて以下の<u>5つ</u>の方式に区分する。</p> <p>(1) 特別簡易型</p> <p>技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するため、同種工事における工事成績又は施工実績並びに同種・類似工事における施工実績等の技術力と価格とを総合的に評価するものとし、次に掲げるものとする。</p> <p>① 特別簡易型 企業育成型</p> <p>比較的小額な工事において、必要とする技術力を保持している企業を評価するもの</p> <p>② 特別簡易型 通常型</p> <p>比較的小額な工事以外の工事において、必要とする技術力の保持に加えて地域や社会への貢献をしている企業を重視して評価するもの</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(工事の選定)</p> <p>第3条 総合評価方式による工事の選定に当たっては、以下の基準による。</p> <p>(1) 特別簡易型又は簡易型を適用する工事</p> <p>技術的な工夫の余地が小さい工事で、新潟市請負工事入札参加資格要件等審査委員会又は新潟市請負工事等区役所審査委員会（以下「審査委員会」という。）が適当と認める工事</p> <p>(2) 標準型又は高度技術提案型を適用する工事</p> <p>以下の一に該当する工事で、審査委員会が適当と認める工事</p> <p>① 総合的なコスト縮減に関する技術提案</p> <p>入札者の提示する性能等によって、工事に関連して生ずる補償費や維持更新費を含むライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事</p> <p>② 社会的要請への対応に関する技術提案</p> <p>環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策等社会的要請への対応を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の達成度に</p>

相当程度の差異が生ずると認められる工事

③ 工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案

入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事

④ その他標準型又は高度技術提案型に適すると認められる工事

(削除)

第4条～第14条 (略)

(総合評価の方法及び落札候補者の決定)

第15条 総合評価の方法は、以下に示した方法により、予定価格と最低制限価格の範囲内で入札価格に基づいて算定した価格評価点に、入札参加者から提出された技術資料等について、各評価項目を点数化した得点の合計点(以下「技術評価点」という。)を加えたものを総合評価点(以下「評価点」という。)とする加算方式によるものとする。

なお、価格評価点及び技術評価点の配点及び算定基準については、別に定める。

$$\text{評価点} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2～4 (略)

第15条～第23条 (略)

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

相当程度の差異が生ずると認められる工事

③ 工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案

入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事

④ その他標準型又は高度技術提案型に適すると認められる工事

2 前項に規定する基準のほか、工事の選定に当たっては、別に定める工事難易度評価表での判定結果を参考に  
にするものとする。

第4条～第14条 (略)

(総合評価の方法及び落札候補者の決定)

第15条 総合評価の方法は、以下に示した方法により、予定価格の制限の範囲内で入札価格に基づいて算定した価格評価点に、入札参加者から提出された技術資料等について、各評価項目を点数化した得点の合計点(以下「技術評価点」という。)を加えたものを総合評価点(以下「評価点」という。)とする加算方式によるものとする。

なお、価格評価点及び技術評価点の配点及び算定基準については、別に定める。

$$\text{評価点} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2～4 (略)

第15条～第23条 (略)

(加える)